

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律における 医療法上の主な関係事項について

- 医療法上の主な関係事項は以下の 1 ~ 6 のとおり ※平成30年4月1日施行

1. 医療提供施設としての位置付け

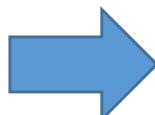
2. 医療法人の業務範囲への追加

3. 医師の宿直規定の見直し

4. 医療機関から介護医療院に転換する場合の名称の特例

5. 基準病床数制度における取扱い

6. 療養病床等の看護配置の経過措置の延長



3、4、6については、今後厚生労働省令で詳細を定めることとなっており、
今回は4について議論を行いたい。(1、2、5については法律等で措置済み)

医療機関から介護医療院に転換する場合の名称の特例①

原 則

- 医療法(昭和23年法律第205号)の規定により、疾病の治療をなす場所であって病院又は診療所でないものは「病院」又は「診療所」と名乗ることが認められず、また、診療所は「病院」と名乗ることが認められない(医療法第3条第1項・第2項)。
- 今回新設される介護医療院は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく施設であり、現行法の下で医療法に基づく病院又は診療所ではないことから、その名称中に転換前の病院又は診療所の名称を含めることはできない。



特 例

- 都道府県等が、介護医療院の開設を許可するに当たって、病院や診療所から転換する介護医療院に限定して、その名称中に転換前の病院や診療所の名称(○○病院等)を含めることを認める。(法律により措置)

特例の考え方

- ① 介護保険法上、介護医療院は、医療を提供する施設である。
- ② また、転換前の病院又は診療所は、既に地域に定着した経営がされており、地域住民から見た場合引き続き医療を提供する施設であることに変わりない。
- ③ さらに、介護医療院の経営者にとっては、経営の継続性が確保されるとともに、転換前の病院又は診療所として得た地域住民からの信頼・信用などの保護が図られることで、介護医療院へ転換しやすい環境が作られる。

医療機関から介護医療院に転換する場合の名称の特例②

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)抄
附 則

(介護医療院に関する経過措置)

第14条 施行日の前日において現に病院又は診療所を開設しており、かつ、当該病院又は診療所の名称中に病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他これらに類する文字(以下この条において「病院等に類する文字」という。)を用いている者が、当該病院若しくは診療所を廃止して新介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。)を開設した場合又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いることその他厚生労働省令で定める要件に該当するものである間は、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字(当該病院若しくは診療所を廃止した際又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させた際に当該病院又は診療所の名称中に用いていたものに限る。)を引き続き用いることができる。



「医療機関から介護医療院に転換する場合に引き続き病院等に類する文字を用いることができる要件」

1. 「介護医療院」という文字が使用されていること
2. その他厚生労働省令で定める要件

今回御議論いただきたいこと

(1) 医療機関から介護医療院に転換する場合は、原則として従前の名称を継続して使用可能とするものの、継続名称の対象を厚生労働省令で定めるに当たり、医療・介護のサービスを受ける側の視点から、実態に合わない名称の使用を認めることは適当でないと考えられることから、これを継続名称として認めるか否かの判断基準としてはどうか。

この場合、例えば、

- ① 法令に基づき一定の医療を担う病院又は診療所については、当該法令の規定する病院又は診療所である旨を示す呼称(例:地域医療支援病院)は、継続的に使用できる名称に含めることを認めないものとする。
- ② また、予算事業に基づき一定の医療を担う病院又は診療所については、当該予算事業に基づく病院又は診療所である旨を示す呼称(例:休日夜間急患センター)は、継続的に使用できる名称に含めることを認めないものとする。
- ③ その他実態に合わない呼称や患者に事実誤認を生じさせるおそれのある文字を含む名称を有する病院又は診療所については、当該呼称及び文字を継続的に使用できる名称に含めることを認めないものとする。

(2) 上記に当てはまる場合であっても、一定の事情を考慮し、継続名称を認めることとしてはどうか。

例えば、上記③のような呼称及び文字を含む名称を有する病院が当該病院の病床の一部を転換し、従前の病院と介護医療院の両方が存在する場合については、患者に事実誤認を生じさせる可能性が低いと考えられることから、継続的に使用できる名称に当該呼称及び文字を含めることを認めてはどうか。

医療機関の名称の類型

○医療機関の名称は例えば以下のように類型化できる。

- ①法令に基づき一定の医療を担う病院又は診療所(具体例:特定機能病院、地域医療支援病院、臨床研究中核病院、救急病院、救急診療所、がん診療連携拠点病院 等)
- ②予算事業に基づき一定の医療を担う病院又は診療所(具体例:休日夜間急患センター、救急救命センター、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター 等)
- ③その他患者の事実誤認の防止の必要性が高いもの
- ④その他上記以外の名称(具体例:「〇〇クリニック」等)

○継続使用の可否についての具体例は次のとおり。

転換前の名称	転換後の名称	継続使用の可否
〇〇病院、△△医院、□□クリニック	〇〇病院(△△医院、□□クリニック)介護医療院 介護医療院〇〇病院(△△医院、□□クリニック)	○
地域医療支援病院〇〇病院	地域医療支援病院〇〇病院介護医療院	×
	〇〇病院介護医療院	○
〇〇救命救急センター	〇〇救命救急センター介護医療院	×

医療機関から介護医療院に転換する場合の名称の特例 <参考条文>

○ 医療広告ガイドライン(P30)

「その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項」については、法第6条の5第1項第1号から第12号に掲げられた事項に準じるものとして厚生労働大臣が広告告示第4条各号で定めたものを広告できるものであること。

ア 略

イ 広告告示第4条第4号関係

「法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所である旨」については、救急病院、休日夜間急患センター、第二次救急医療機関、エイズ診療拠点病院、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター又はがん診療連携拠点病院等、法令又は国の通達に基づく(それらに基づいて都道府県等の地方自治体が認定等をする場合も含む。)一定の医療を担う病院又は診療所である旨を広告できるものであること。当該制度の概要や認定を受けた年月日等についても、広告して差し支えないこと。

○ 医療広告ガイドラインQ & A

Q2-23 医療機関の名称に併せて、「〇〇センター」と広告することは可能でしょうか。(法第6条の5第1項第13号、告示第4条第4号関係)

A2-23 「〇〇センター」と広告することについては、法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所であるものとして、救急救命センター、休日夜間急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定の医療を担う医療機関である場合又は当該医療機関が当該診療について、地域における中核的な機能、役割を担っていると都道府県等が認める場合に限り、その旨を広告することが可能です。

○ 医療広告ガイドライン(P12)

法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、診療内容が明瞭でないものや、医学的知見・社会通念に照らし、不適切な組み合わせである名称については、患者等に対して適切な受診機会を喪失させることに繋がるとともに、不適切な医療を提供するおそれがあることから、これらを診療科名とすることは認められず、医療機関が当該不適切な診療科名を広告することは、法に規定する罰則をもって禁止されているところである。不適切な診療科名として、具体的には以下のとおりである。

- ① 不適切な組み合わせとして認められない診療科名については、省令に具体的に規定しているところ(省令第1条の9の4参照)。
- ② その他、法令に根拠のない名称については、診療科名として広告することは認められない。なお、これら法令に根拠のない名称と診療科名とを組み合わせた場合であっても、その広告は認められない。